

＜河川の管理に関する行政評価・監視＞の実施

関東管区行政評価局は、地域の住民生活に密着した行政上の問題点を取り上げ、行政運営の改善を図るため、地域計画調査として独自に調査を企画し実施しています。

今回、関東管区行政評価局において平成29年8月から実施する上記テーマの計画について、お知らせします。調査の目的や項目、調査対象機関等の詳細は別紙をご覧ください。

【本件照会先】

関東管区行政評価局

第一部第3評価監視官 橋

電話：048-600-2323

FAX：048-600-2337

河川の管理に関する行政評価・監視

調査の背景

- 関東地方においては、利根川、荒川等の一級河川(8水系)が流れ、そのうち延長1,500kmを上回る部分を国が直轄区間として管理
- 近年、台風や集中豪雨などに際して、想定を超える規模の降雨による河川の氾濫等により、全国で多大な被害が発生
- 国は平成27年5月の水防法改正により、地方公共団体と連携して、河川の氾濫による被害の軽減、避難体制等の充実・強化のための対策を推進
- 平成26年度の当局の調査(河川の管理に関する行政評価・監視)の結果に基づく改善通知等に沿って、関東地方整備局(国土交通省)が河川巡視等で不法占用等を把握し、その解消に努力

- 洪水時に河川管理に支障を及ぼすおそれのある不法な工作物設置や船舶の係留等が継続しているおそれあり
- 浸水被害等から住民の生命、財産を守るための有効な対策を講ずるには、国、地方公共団体が一体となった広域的な取組が急務

河川の氾濫等による被害の軽減を図るとともに、河川の適切な管理による住民の安心・安全を確保する観点から、国の直轄区間を中心に河川の管理状況を調査するとともに、洪水対策への取組状況等を把握し、関係行政の改善に資する。

主要調査項目

1 河川の維持管理状況

- 河川管理施設の維持・管理状況、河川区域における不法占用や不法係留に対する対策の実施状況等

2 洪水対策への取組状況

- 国、地方公共団体が一体となった洪水対策、被害の軽減のための情報提供等

主要調査対象

- 調査対象機関: 関東地方整備局
- 関連調査等対象機関: 県、市町村 等

調査実施期間

平成29年8月～11月

調査担当局所

関東管区行政評価局